

I 豆知識

デジカメのピントの合わせ方

デジカメ（デジタルカメラ）を使っていて「ピントが合うのが遅い」「なかなかシャッターが切れない」という経験をしたことはありませんか？原因の多くは、ピントが合わない、またはフラッシュのチャージでシャッターが切れないことのようにです。

これは、市販されているデジカメの多くが、レンズを通った光を感知してピントが合う点を見つける方法（TTLAF方式）を採用しているためです。この方式の場合、ピントが合うまでシャッターが切れませんが、高い精度でピントを合わせてくれます。また、TTLAF方式のカメラでは、暗い室内やズームの望遠を使用する状況下においてピント合わせに時間がかかります。

それでは、どのようにすれば上手にピントを合わせることができのでしょうか？スタンダードなピント合わせの方法として、いわゆる「シャッターボタン半押し」があります。これは、デジカメに限らずほとんどのカメラに共通するやり方です。

シャッターボタンは通常2段階のストロークになっており、ほんの少し押すと途中で止まるポイントがあるので、そこでいったん止めます。シャッターボタンが半押しの状態にあると、カメラは「ピントを合わせ→露出決定→フラッシュチャージ」のプロセスに入ります。

明るい場所では0.5秒くらいでピントが合いますが、条件の悪い場所では2秒以上、さらに、暗い場所ではフラッシュのチャージでもう少し時間がかかります。

カメラが準備OKかどうかは、緑色のランプで知ることが出来ます。撮影する際は緑色のランプを確認してからシャッターを切りましょう。

宮城県商工会連合会嘱託専門指導員

志水 麻木

税のひとくち知識

確定申告を間違えたとき

個人事業者の所得税（提出期限3月15日）や消費税（提出期限3月末日）の申告はお済みですか。

確定申告をしたあとで計算違いなど、申告内容の間違いに気が付いたら次の方法で正しく直してください。

期限内は「訂正申告」

確定申告の期限内（所得税は3月15日、消費税は3月31日まで）であれば、誤った申告書の提出後であっても、正しい所得金額や税額を記載した確定申告（確定申告の上段に訂正申告と書く）を提出すると、その申告が有効とされます。

申告期限後で税額などが減る場合は「更正の請求」

次の場合には、更正の請求という手続きができるのは、申告期限から1年以内（平成19年3月15日まで）に限り、「更正の請求」をして税額などの減額を受けます。

①「納める税金」が多過ぎる場合。

②「返してもらう税金」が少な過ぎるとき。

「納める税金が少な過ぎる場合」や「返してもらう税金が多過ぎる場合」。

この場合には、誤った内容を訂正するための「修正申告」をする必要があります。

誤りに気が付いたら、できるだけ早く修正申告書を提出してください。

なお、くわしいことは、最寄の商工会にお尋ね下さい。

宮城県商工会連合会嘱託専門指導員

星 武夫

§ 安い掛金で大きな安心 §

宮城県火災共済グループ

火災共済



自動車共済



医療総合共済



休業補償見舞金



総合賠償

その他
各種共済

お問い合わせ お申し込みは

もよりの商工会へ

あるいは直接 宮城県火災共済協同組合

TEL 022(263)1265 FAX 022(263)2878

商工会員・ご家族・従業員の福利厚生プランのための

生命傷害共済（傷害総合保険＋病氣入院見舞金制度）・所得補償共済（所得補償保険）
建設総合補償共済

商工会福祉共済制度

※お問い合わせはもよりの 商工会へ

あるいは直接取扱い代理店 有限会社 みやぎふるさとサービスへ

TEL 022-216-2358